

平成30年（2018年）9月定例議会本会議（9月20日）

## 教育福祉常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、教育福祉常任委員会に付託されました議案第98号及び第103号から第106号までの以上5件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9月5日会議を開き、案の説明を聴取して、質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第98号 介護医療院の人員等に関する基準を定める条例制定については、国の省令基準に定められているⅡ型療養床における医師の配置基準の妥当性についてであります。

議案第103号 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例中改正については、障害者の就労定着支援を推進するために市内事業所の育成と市外事業所の誘致に積極的に取り組む必要性、限られた市の予算において増大する社会保障費と他の予算とのバランスを考慮していく必要性についてであります。

議案第103号、第104号 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例中改正について、第105号 指定介護予防サー

ビス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例中改正について及び第106号 指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例中改正については、本人負担の考え方が異なる介護福祉サービスと障害福祉サービスを共生型サービスに移行することにより金額やサービス内容に矛盾が生じる可能性、共生型サービスに係る周知状況及び利用者に向けて積極的に周知を行う必要性についてであります。

次いで、討論はなく、採決の結果、議案第103号から第106号までの以上4件は全会一致で、議案第98号は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。